

## 児童部会

### 【提言項目 1】

児童養護上さまざまな困難な問題を抱える児童に対する支援策を充実させること

### 【現状と課題】

児童養護施設にはさまざまな問題を抱える児童の入所が顕著である。

被虐待児童や発達障害の子ども達が起こす「パニック障害」や「攻撃性」などの多くの問題行動は、集団生活での処遇において、その対応に困難性を極めている。職員の専門的力量的強化への努力や時間外勤務等により限界対応している現状である。

また、東京都では家庭的養護を目指すための取り組みとして行われている施設の小規模化、グループホームの規模拡大により、家庭的な雰囲気の中で子育てをできるというメリットの一方で、子供との生活場面における職員の絶対数が減ることにより、ハイリスク場面における対応が、今まで以上に困難になるというデメリットの場面も生じている。

「重大な問題を抱えている子ども達に対する治療的なかわり」、「その他の子ども達の生活の安定」を同時に保障するためにも、より個別かつ専門的なケアが恒常的に必要である。

児童部会として被虐待児童や発達障害の子どもへ施設として専門的かつ安定生活の確保のために現在行なわれている児童養護施策のよりいっそうの充実策として以下の緊急的提言を行う。

### 【提言内容】

#### 1. 事業者・東京都社会福祉協議会の取り組み

- 1) 児童養護施設等入所児童の状況調査を毎年まとめ、児童の抱えるさまざまな状況を的確に把握し、数値化し、分析すると共に、内外にその情報を発信し、児童対応のあり方や制度政策提言にむすびつける
- 2) 日常ケアにあたる職員の研修の充実、マネジメントを行う施設長・主任、さらに、心理職員やファミリーソーシャルワーカーなどの専門職員の研修、職員のメンタルヘルスケアや労働環境の充実などを図る

#### 2. 東京都や児童相談所・その他の諸機関の取り組み

- 1) 小規模グループケアやユニットケアの取り組みを行い、より小集団による個別ケアを充実させている施設へ適正な職員配置を早急に検討すること
- 2) 心理療法担当職員の常勤化に伴い、「心理ケア加算」の充実とともに複数の心理療法担当配置が出来るシステムの検討。さらにはサービス推進費補助の「特別援助加算」の増額や要件の改善を行い、支援困難児童への適切なケアが実施できるよう充実策の検討

- 3) 小児精神科医の充実体制を図り、入所後から一定期間経過後の再アセスメントの必要性からも、医療的な診断が必要と思われる子どもへの診察が可能な制度（頻度、時間等）の導入および検討
- 4) 入所児童の適切な健康管理、疾病予防、病・虚弱児童に対する適切な対応を行うため、また、乳幼児の入所を進めるためには児童養護施設においても看護師の配置の導入およびその検討
- 5) 支援困難児受入拠点施設運営の試行  
東京都がモデル事業として試行している「サテライト型」「児童自立支援施設提携型グループホーム」において、支援困難児童の受入拠点として十分な対応が出来るかどうか（精神科医師・治療指導員の配置についての具体的な人数と予算等）の検証を早め、その拡充策（本実施に向けての予算措置の拡充等）を図ること。
- 6) 東京における情緒障害児短期治療施設の新設  
児童養護施設において対応が困難な児童が多くなる中、多様な治療機関が必要とされている。これまでに本格的な検討無しに見送られている情緒障害児短期治療施設の設置に関して検討委員会など行い、必要な検討を早急に開始すること

## 【提言項目 2】

被虐待児など指導困難な児童に対して学校の対応を充実させること

## 【現状と課題】

児童養護施設や母子生活支援施設などに虐待を受けて入所している児童の割合がますます増えている。親などからの虐待を受けた児童は心身にさまざまな問題を抱える児童も多く、入所後、施設や学校で問題行動を起こし、学校や地域から結果的に拒絶されるケースが多くなっている。深刻かつ緊急対応を要するケースが多く、現状の地域理解や具体的支援対策を講じ、虐待を受けた児童への教育権や発達等の保障対策が急務の課題である。

平成 16 年度の当部会での調査において、学校・幼稚園で継続的に問題行動を起こしている児童は、1 施設あたり平均人数 11.1 人であり、学校・幼稚園から苦情や批判、児童の起こした問題で協議を申し込まれている施設が、81.1%という結果であった。

本部会として、昨年度、東京都教育委員会との懇談を実施し情報交換を行ってきた。児童虐待防止法改正に伴う通知が出されているが、東京都教育委員会は、市区町村教育委員会から、具体的に意見が上がってきたら対応するという姿勢で、児童養護施設を校区に持つ学校に被虐待児童などが集中して入学していることへの対応策を具体化していない。

したがって、今年度の制度政策提起においても、再度問題提起をすることとしたい。

## 【提言内容】

### 1．事業者・東社協の取り組み

- 1) 施設内で安心して生活できる環境作りと信頼できる人間関係の構築に努力する
- 2) 個別の自立支援計画を作成し、自立支援計画に則り学校や児童相談所と連携して児童が自信を取り戻し自立する力をつけていけるように支援をする
- 3) 施設の当該市区町村教育委員会や学校とのネットワークをさらに強め、現場から児童が必要な教育環境を提起していく

### 2．区市町村の取り組み

- 1) 各区市町村の教育委員会において実態を把握し教育委員会が中心となり所管の学校や児童相談所、施設などを一同に会し、児童の教育権の保障の場の確保や内容について検討し、必要な対策を講じること
- 2) 虐待など不適切な養育を受けた児童の教育に携わる者の資質向上を図るため、研修等の必要な措置を講ずること

### 3．東京都の取り組み

- 1) 児童養護施設など虐待を受けた児童などの教育権の保障について各区市町村の教育委員会へ必要な対策を講じるように早急に通達を出すと共に、それらへの理解を周知すると共に学校において補助教員（スクールサポーターなどの）の配置等を行うこと
- 2) 児童虐待を受けた児童などが、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、情緒障害児学級の増設や心のケアを行いながら教育が行える場づくりの検討を行うこと